

## 65歳以上の方の

# 平成20年度の介護保険料が6月に決まります

介護保険は40歳以上の方全員が加入し、加入者全員が介護保険料を納めていただきます。保険料は年齢や所得などに応じ、金額や納め方が次のように異なります。

### ◆65歳以上の方の場合

平成20年度の介護保険料は、平成19年分の所得（平成19年1月～12月分）が決定する6月に決まります。町は介護サービスにかかる総費用に応じて基準額を決定しており、日野町の場合、平成18～20年度の保険料の基準額は、月額3,200円です。

この基準額をもとに、所得などに応じて、きめ細かく対応できるよう6段階に区分して保険料を決定し、被保険者のみなさんに通知しています。

●特別徴収  
年金額が月額15,000円以上の方は、年金からの天引きにより納めいただきます。年金が一時差し止めになった方や異動があった方は普通徴収となります。

### ●普通徴収

未満の方や、転入や年度途中で65歳に到達された方などは、口座振替などにより直接納めています。

日野町では、1年分の保険料を6月から翌年3月までの10期に分けて納めています。納付には、簡単で便利な口座振替をご利用ください。

### ◆40歳以上65歳未満の方の場合

加入されている医療保険の保険料算定方法に基づいて決定され、医療保険の保険料と合わせて納めています。

### 【納付方法】

納付方法には「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。



### ◆問い合わせ先

介護支援課  
⑤6501 有線(5)7788

医療費は加害者が負担します  
医療費は、過失に応じて加害者が負担するというのが原則ですが、国民健康保険が一時的に立て替えて支払い、後での医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

国保加入している方が交通事故などでケガをしたら…

- そのためには届出を！
- 警察に届け出ます
  - 事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て、「交通事故証明書」をもらいます。
  - 国民健康保険に届け出ます  
国保の窓口（住民課保険年金担当）へも届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出します。

国保への届けに必要な書類  
①第三者行為による傷病届  
②交通事故証明書  
③国民健康保険証  
④印鑑  
⑤その他必要な書類  
(用紙は住民課にあります)  
※必要な書類がそろわなくて  
も、まず届出をしてください。

### 示談の前にまず相談を！

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取つたり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合がありますので、まずご相談ください。

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
⑤6571 有線(5)7784